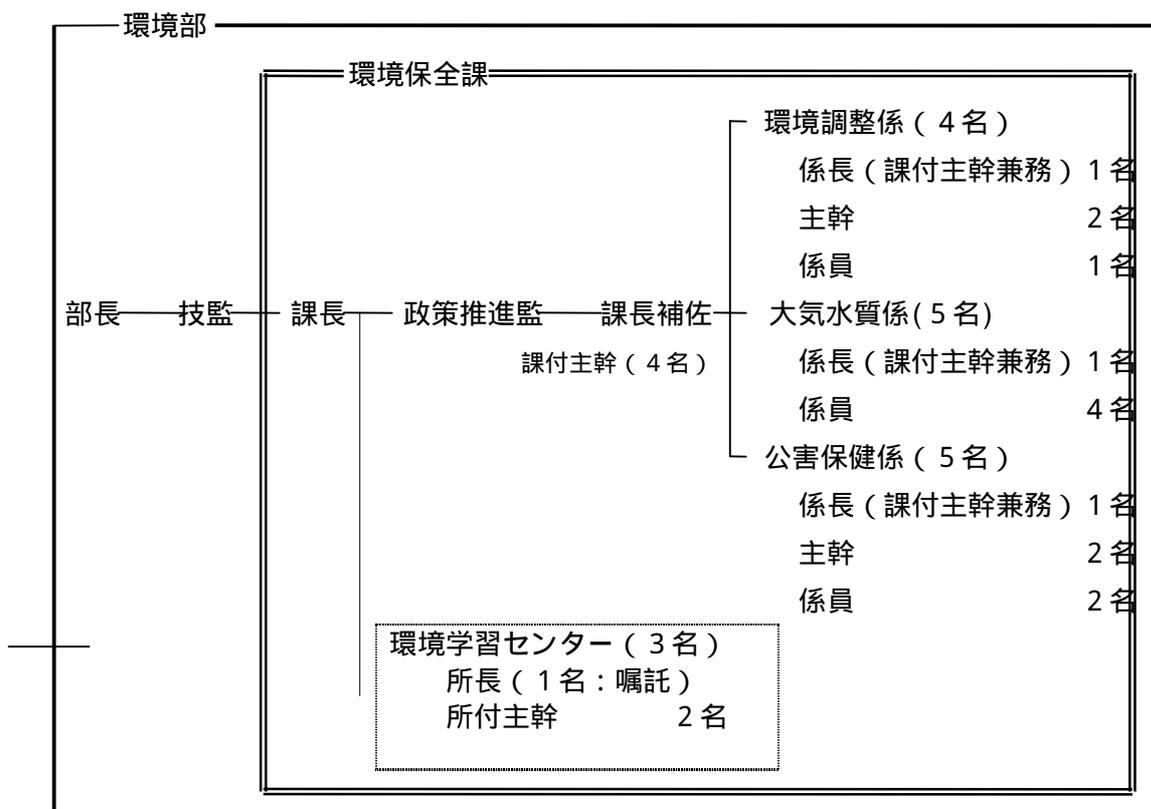


第7章 参考資料

第1節	環境行政組織・予算	147
第2節	環境保全関係各種条例、委貴会・委貴名簿等	149
第3節	石油化学コンビナート	183
第4節	四日市市における環境の推移	190

第1節 環境行政組織・予算

1. 機構（平成12年10月1日現在）



2. 事務分掌

環境調整係

1. 環境保全に係る企画及び連絡調整に関すること。
2. 環境計画及び公害防止計画に関すること。
3. 環境保全審議会に関すること
4. 環境教育及び環境学習の推進に関すること。
5. 鳥獣飼養の許可及び鳥獣保護に関すること。
6. 環境学習センターに関すること。
7. 国際環境技術移転研究センターとの連絡に関すること。
8. 部内の事務事業の調整に関すること。
9. 部及び課の庶務に関すること。

大気水質係

1. 公害防止協定に関すること。
- 2 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に係る規制、監視、調査及び指導に関すること。
3. 排水対策に係る連絡及び調整に関すること。
- 4 . 霞ヶ浦地域公災害防止協議会及び南部工業地域公災害防止協議会に関すること。

公害保健係

- 1 . 公害健康被害者の補償給付に関すること。
- 2 . 公害健康被害認定審査会に関すること。
- 3 . 公害保健福祉事業に関すること。
- 4 . 健康被害予防事業に関すること。
- 5 . 公害健康被害者みたき保養所に関すること。
- 6 . その他公害保健対策に関すること。

環境学習センター

- 1 . 知識の普及及び意識の啓発に関すること。
- 2 . 研修事業に関すること。
- 3 . 情報の収集及び提供に関すること。
- 4 . 市民、環境保全活動団体等の交流及び活動の支援に関すること。
- 5 . 環境学習に関する調査研究に関すること。
- 6 . その他環境学習の推進に関すること。

3. 予 算 (第7章 表2)

(単位：千円)

科目	年度			
	9	10	11	12
保健衛生総務費	183,225	174,934	251,418	235,508
人件費	183,225	174,934	251,418	235,508
環境保全費	68,667	83,246	96,328	96,859
大気汚染対策事業	36,454	44,289	48,961	43,950
水質汚濁対策事業	10,086	9,267	9,681	12,118
自然環境保全推進事業 (環境教育推進事業を含む)	10,135	9,696	9,374	9,265
国際環境協力推進事業			3,250	1,000
一般管理業務	11,992	19,994	25,062	30,526
公害健康被害補償費	1,131,990	1,072,389	1,094,932	1,009,720
公害健康被害補償給付関係経費		1,060,749	1,084,462	1,000,335
公害保健福祉事業	1,122,531	4,586	5,360	4,649
公害健康被害予防事業	7,659	2,365	805	600
環境保健健康診査事業		2,927	2,503	2,316
環境保健調査事業	1,800	1,762	1,802	1,820
公害対策関係予算額	1,383,882	1,330,569	1,442,678	1,342,087
一般会計総予算	94,917,000	91,013,000	90,900,000	93,280,000
一般会計に占める割合(%)	1.5%	1.5%	1.6%	1.4%

第2節環境保全関係各種条例、委員会・委員名簿等

1. 四日市市環境基本条例（平成7年3月30日 四日市市条例第12号）

わたしたちのまち、四日市は、西に緑豊かな鈴鹿山脈、東に恵み豊かな伊勢湾という自然に生まれ、東海道の宿場町として、古くから栄えてきた。

また、我が国有数の工業都市として、我が国の発展に寄与してきたか、その過程で四日市公害という悲惨な経験をし、貴い教訓を得ている。

一方、わたしたちが生活の利便性や豊かさを追求するあまり、わたしたちのまちのみならず、地球的規模での環境の汚染や自然の破壊がもたらされつつある。わたしたちはすべて、良好な環境を享受し、健康で文化的な生活を営む権利を有しているとともに、こうした良好な環境を保全し将来の市民へ引き継ぐ責務を負っている。

貴い教訓を礎として、すべての者の参加と協調により、人と自然が共生できるまちづくり、環境への負荷の少ないまちづくり及び地球的な視野に立った取組ができるまちづくりを推進することがわたしたちの使命である。

ここに、わたしたちは、この使命を深く自覚し、市民の総意として、本市の良好な環境の保全と創造に向けて、この条例を制定する。

第1章総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造に関し、環境基本法（平成5年法律第91号）の精神にのっとり、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務並びに基本方針を明らかにするとともに、基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「良好な環境」とは、土地利用、人口等の社会環境と動植物等の自然環境との調和によって生ずる快適性、利便性、安全性等に優れた質の高い環境をいう。

（基本理念）

第3条 良好な環境の保全及び創造は、わたしたちの存在基盤であり、かつ有限である恵み豊かな自然環境を、現在及び将来の市民が享受できるよう、行われなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、すべての者の積極的な取組と参加により、環境への負荷の低減並びに持続的発展が可能なまちづくりを目指して、行われなければならない。

- 3 良好な環境の保全及び創造は、本市の優れた環境保全技術の活用など地球的視野に立った取組により、人類共通の課題である地球環境の保全に資するよう、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、各種施策を進めるに当たり、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)をその基底として、良好な環境の保全及び創造に関する施策(以下「環境施策」という。)を実施する責務を有する。

- 2 市は、環境施策の実施に当たっては、国、三重県及び近隣の地方公共団体との連絡調整を緊密に行うものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、良好な環境の保全及び創造に必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関し、市が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活における環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づく環境施策を推進するものとする。

- (1) 産業公害の防止、自動車交通公害の防止、生活排水による水質汚濁の防止、廃棄物の適正処理等により、大気、水、土壌等を良好な状態に保持し、もって人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (2) 水や緑に親しむことができる都市空間の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成、だれもが利用しやすい施設の整備、歴史的文化的遺産の保全と活用等により、潤いと安らぎのある都市環境を創造すること。
- (3) 森林、農地、水辺等における多様な自然環境の保全、貴重な野生生物の保護及び生態系の多様性の確保を図るとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源及びエネルギーの効率的かつ循環的な利用、環境保全技術の活用等により、地球環境の保全を図ること。
- (5) 人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境への負荷の低減に主体的に取り組むことができるよう、環境に関する系統的な教育及び学習の推進を図ること。

(環境計画)

第8条 市長は、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境計画を策定しなければならない。

2 環境計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全及び創造に関する長期的な目標、地域別目標、環境施策の方向及び環境配慮の指針

(2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境計画を策定するに当たっては、あらかじめ四日市市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の状況、環境施策の実施状況等を明らかにするため、年次報告書を作成し、公表しなければならない。

(総合的調整)

第10条 市は、環境施策の実効的な推進をはかるため、次に掲げる事項について総合的な調整を行うものとする。

(1) 環境計画に関すること。

(2) 環境へ著しい負荷を及ぼすおそれのある市の施策の実施に関すること。

(3) その他環境施策の総合的推進に関すること。

2 市は、前項に規定する総合的な調整を行うため、四日市市環境調整会議を置く。

(調査研究体制の整備等)

第11条 市は、科学的予見性に基づく環境施策の推進を図るため、環境に関する調査研究体制の整備を図るとともに、他の研究機関との積極的な交流に努めるものとする。

(指導等)

第12条 市は、良好な環境の保全及び創造を図るため、事業者、市民又はこれらの者の組織する団体(以下「民間団体」という。)に対し、必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

(自主的な活動の支援)

第13条 市は、事業者、市民又は民間団体による良好な環境の保全及び創造に関する自主的な活動を促進するため、情報提供その他必要な支援の措置を講ずるものとする。

(教育、学習等の振興)

第14条 市は、事業者、市民又は民間団体が良好な環境の保全及び創造について理解を深め、責任ある行動がとれるよう教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に努めるものとする。

(国際環境協力)

第15条 市は、海外の地域の環境の保全等に関する国際協力の円滑な推進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(財政措置)

第 16 条 市は、環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第 17 条 この条例の施行についての必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

2. 四日市市環境保全審議会条例 (昭和63年3月31日 四日市市条例第15号)

(設置)

第1条 本市の良好な環境の保全及び創造に関する基本的な事項を調査審議するため、四日市市環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次の名号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境計画に関すること。
- (2) 産業公害及び都市生活型公害の対策に関すること。
- (3) 自然環境の保全対策に関すること。
- (4) その他良好な環境の保全及び創造に関して、特に必要があると認められる事項

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織し、次の名号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 住民自治組織等の代表
- (4) 市職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、審議会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 良好な環境の保全及び創造に関する特定事項を調査審議するため、必要に応じて、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会には、前項に規定する委員のほか、必要に応じて、専門の知識を有する者のうちから、市長の委嘱により、専門員を置くことができる。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。
- 5 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

(会議の招集)

第7条 審議会は、必要に応じて、会長が招集する。

- 2 部会は、必要に応じて、部会長が招集する。

(議事)

第8条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を聞くことができない。

2 会議の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第9条 部会の議事は、前条の規定を準用する。この場合において、「審議会」とあるのは

「部会」と、「議長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(幹事)

第10条 審議会の事務を円滑に処理するため、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(審議会の庶務)

第11条 審議会の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

(四日市市公害対策審議会条例の廃止)

2 四日市市公害対策審議会条例(昭和41年四日市市条例第38号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

四日市市環境保全審議会委員幹事名簿（第7章 表3）

〔審議会委員〕 (順不同、継承略)

	職 名	氏 名
市 議 会 議 員	四日市市議会議員	長谷川 昭 雄
	四日市市議会議員	日 置 記 平
	四日市市議会議員	○水 野 幹 郎
	四日市市議会議員	毛 利 彰 男
学 識 経 験 者	弁護士	杉 浦 肇
	松阪大学女子短期大学教授	杉 崎 清 子
	四日市大学短期大学部教授	谷 岡 経 津 子
	四日市医師会長	中 嶋 寛
	三重大学名誉教授	水 野 孝 之
	資源植物研究所長 前名古屋市立保育短期大学学長	南 川 幸
	前四日市大学短期大学部教授	村 井 俊 郎
	三重大学名誉教授	山 田 純
	三重大学名誉教授	◎吉 田 克 己
	三重県北勢県民局四日市健康福祉部長 (四日市保健所長)	和 田 文 明
	四日市商工会議所代表 (四日市商工会議所 専務理事)	青 木 輝 雄
三泗地区労センター代表 (三泗地区労センター 議長)	武 内 克 彦	
四日市市自治会連合会理事 (四郷地区連合自治会長)	團 野 官	
職員	四日市市助役	玉 置 泰 生

〔審議会幹事〕

市 職 員	四日市市市長公室長	川 北 欣 也
	四日市市市民部長	北 川 保 之
	四日市市都市計画部長	鈴 木 史 郎
	四日市市環境部長	長谷川 正 統

(注) ◎会長 ○副会長

(H12.12.1 現在)

3. 四日市市公害健康被害認定審査会条例

(昭和49年6月20日四日市市条例第27号)

(設置)

第1条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「法」という。)第44条の規定に基づき、市長の附属機関として、四日市市公害健康被害認定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織等の根拠法規)

第2条 審査会の組織、運営その他必要な事項は、法第45条に定めるもののほかこの条例の定めるところによる。

(所掌事項)

第3条 審査会は、公害による健康被害者の疾病の認定及び障害の程度等法に規定する事項に関し審議をし、市長に意見を述べるものとする。

2 市長は、前項の意見を尊重しなければならない。

(組織)

第4条 審査会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(召集)

第6条 審査会は、会長が召集する。

2 審査会は、委員定数の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1. この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び附則第3項の規定は、法附則第1条本文の規定に基づく政令で定める日から施行する。

2. 前項の規定は、同項中「及び附則第3項」に係る部分を除き、本市が法第4条第3項に規定する政令で定める市となるまでは、効力を発しない。

3. 四日市市公害被害者認定審査会条例(昭和45年条例第1号)は廃止する。

附則(昭和62年12月24日条例第45号)

この条例は、昭和63年3月1日から施行する。

四日市市公害健康被害認定審査会委員名簿（第7章 表4）

三重大学医学部	教授	山内 徹
四日市医師会	会長	◎中嶋 寛
"	副会長	○鳥井孝雄
"	理事	二宮俊之
"	"	藤原庸隆
"	公害対策委員会委員	品川 宏
"	"	榭村正典
県立総合医療センター	院長	鈴木宏志
"	診療部長	馬場 優
"	小児科医長	柴田丈夫
市立四日市病院	副院長	一宮 恵
"	内科部長	山本英樹
"	呼吸器科部長心得	池田拓也
四日市市顧問弁護士		杉浦 肇
弁護士		伊藤 友一

(注) ◎会長 ○副会長

(順不同)

4 . 四日市市公害健康被害特別審査会規程

(設置)

第1条 四日市市公害健康被害者特別救済措置要領に基づき、市長の附属機関として、四日市市公害健康被害特別審査会(以下「特別審査会」という。)を置く。

(組織等の根拠規定)

第2条 特別審査会の組織、運営、その他必要な事項は、要領に定めるもののほかこの規程の定めるところによる。

(所掌事項)

第3条 特別審査会は、公害健康被害の補償等に関する法律に定める公害健康被害認定審査会の所掌事項に準ずる事項に関し審議をし、市長に意見を述べるものとする。ただし、認定に関する事項を除く。

2 市長は、前項の意見を尊重しなければならない。

(組織)

第4条 特別審査会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、医学、法律学、その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 特別審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(召集)

第6条 特別審査会は、会長が召集する。

2 特別審査会は、委員定数の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、特別審査会について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

1 . この規程は、公布の日から施行する。

2 . 最初に任命される特別審査会の委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず昭和53年8月31日限りとする。

附則

この規定は、昭和63年3月1日から施行する。

四日市市公害健康被害特別審査会委員名簿（第7章 表4）

三重大学医学部	教授	山内 徹
四日市医師会	会長	◎中嶋 寛
"	副会長	○鳥井孝雄
"	理事	二宮俊之
"	"	藤原庸隆
"	公害対策委員会委員	品川 宏
"	"	榭村正典
県立総合医療センター	院長	鈴木宏志
"	診療部長	馬場 優
"	小児科医長	柴田丈夫
市立四日市病院	副院長	一宮 恵
"	内科部長	山本英樹
"	呼吸器科部長心得	池田拓也
四日市市顧問弁護士		杉浦 肇
弁護士		伊藤 友一

(注) ◎会長 ○副会長

(順不同)

5 . 四日市市公害診療報酬審査委員会規則

(昭和49年10月1日、四日市市規則第27条)

(設置)

第1条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「法」という。)の規定による療養の給付にかかる診療報酬請求書の審査を行うため、四日市市公害診療報酬審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審査委員会は、市長が委嘱する審査委員6名以内をもって組織する。

2 審査委員会に委員長1人を置き、審査委員のうちから互選する。

3 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した審査委員が、その職務を代行する。

(委員の任期)

第3条 審査委員の任期は、2年とする。ただし、審査委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査委員会の招集)

第4条 審査委員会は、毎月1回以上委員長が招集する。

(議事)

第5条 審査委員会は、委員定数の2分の1以上の出席がなければ審査を行うことができない。

(業務)

第6条 審査委員会は、第1条の目的を達成するため、法第20条の規定による公害医療機関から市長に対して提出された公害健康被害補償診療報酬請求書の審査を行う。

2 審査委員会は、毎月分につき、前月分の診療報酬請求書を、その月の15日までに審査しなければならない。

3 審査委員会は、前項の審査をするときは、法第22条及び第23条の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査する。

(秘密を守る義務)

第7条 審査委員又は審査委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は、審査委員会が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和63年2月29日規則第2号)

この規則は、昭和63年3月1日から施行する。

四日市市公害診療報酬審査委員会委員名簿（第7章 表5）

四日市医師会	副会長	◎ 中嶋 寛
〃	理事	二宮俊之
〃	〃	藤原庸隆
〃	公害対策委員会委員	品川 宏
県立総合医療センター	診療部長	馬場 優
市立四日市病院	副院長	一宮 恵

(注) ◎委員長

(順不同)

6 . 四日市市公害健康被害者等療養運営委員会要綱

(設置)

第1条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「法」という。)による公害保健福祉事業及び大気汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業(以下「公害保健福祉事業等」という。)の推進を図るため、四日市市公害健康被害者等療養運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、公害保健福祉事業等の円滑な運営を図るため、必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内を持って組織する。

2 委員は、医学その他公害保健福祉事業等の運営に関し知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長ともに事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 公害保健福祉事業等に関する特定事項を調査審議するため、必要に応じて、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会に属する委員の互選により選出する。

4 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

2 部会は、必要に応じて、部会長が招集する。

(議事)

第8条 委員会及び部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会及び部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長及び部会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第9条 委員長及び部会長が、必要と認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事)

第 10 条 委員会に幹事若干人を置き、関係機関の職員又は市職員のうちから、市長が委
嘱し、又は任命する。

2 幹事は、委員長の命を受け、会務を処理する。

3 幹事は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(委員会の庶務)

第 11 条 委員会の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員の意見
を聞いて、委員長が定める。

附則

この要綱は、昭和 50 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、昭和 63 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

四日市市公害健康被害者等療養運営委員会委員幹事名簿 (第 7 章 表 6)

委員	三重大学医学部	教授	○ 山内徹
	四日市医師会	会長	◎ 中嶋寛
	〃	副会長	鳥井孝雄
	〃	理事	藤原庸隆
	〃	〃	二宮俊之
	〃	〃	児玉武伊知
	〃	公害対策委員会委員	品川宏
	〃	〃	秋山俊夫
	〃	〃	竹尾雅之
	〃	〃	榊村正典
	〃	〃	中村種治
	〃	〃	鈴木宏志
	〃	〃	馬場優
	〃	〃	杉山成司
〃	〃	池田拓也	
幹事	三重県北勢県民局	院長 診療部長	和田文明
	市立四日市病院	小児科部長	
	〃	呼吸器科部長心得	
〃	四日市保健福祉部長 (四日市保健所長)		
〃	四日市市	教育次長	石井順治
〃	〃	環境部長	長谷川正統

(注) ◎ 委員長 ○ 副委員長

(順不同)

7 . 四日市市立公害健康被害者みたき保養所の設置及び管理に関する条例

(昭和 5 4 年 3 月 2 6 日、四日市市条例第 1 3 号)

(設置)

第 1 条 本市は、公害健康被害の補償等に関する法律 (昭和 48 年法律第 111 号) 第 4 条

第 1 項の認定を受けた者（以下「被認定者」という。）の健康回復促進と福祉の増進を図るため保養所を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 保養所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 四日市市立公害健康被害者みたき保養所

位置 四日市市久保田二丁目 5 番 23 号

（使用者の範囲）

第 3 条 四日市市立公害健康被害者みたき保養所（以下「保養所」という。）を使用することができる者は、被認定者とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、その他の者の使用を妨げないものとする。

（使用の許可）

第 4 条 保養所を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、市長の許可を受けなければならない。ただし、公益の維持管理上の必要及び施設保全に支障があると認められるときは、使用を許可しない。

（使用許可の取消等）

第 5 条 市長は、次の名号の一に該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても市はその責めを負わない。

(1) この条例文はこの条例に基づく諸規定に違反したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) その他市長が管理士特に必要があると認めたとき。

（損害賠償）

第 6 条 使用者は、保養所の施設、設備等を損傷又は滅失したときは、市長の定めるところに従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める

附 則

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 12 月 24 日条例第 44 号）

この条例は、昭和 63 年 3 月 1 日から施行する。

8 . 四日市市立公害健康被害者みたき保養所の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 5 4 年 3 月 3 0 日、四日市規則第 4 号）

（趣旨）

第1条 この規則は、四日市市立公害健康被害者みたき保養所の設置及び管理に関する条例（昭和54年条例第13号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第2条 四日市市立公害健康被害者みたき保養所（以下「保養所」という。）の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第3条 保養所の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 毎週火曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 1月2日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで

（使用許可の申請）

第4条 保養所を使用しようとする者は、使用日の前日までに使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の申請書は、使用日の1月前までは受理しない。

（使用の許可）

第5条 市長は、保養所の使用を許可しようとするときは、使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付してこれを行う。

（許可書の提示）

第6条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用当日に前条により交付を受けた許可書を係員に提示し、使用についての指示を受けなければならない。

（遵守事項）

第8条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の名号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けないで壁、柱等にはり紙をし、又は釘類を打たないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の販売をしないこと。
- (4) 許可を受けた室又は設備器具等以外のものを使用しないこと。
- (5) その他市長の指示に従うこと。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、保養所の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附則（平成5年9月29日規則第38号）

この規則は、平成5年10月1日から施行する。

9 . 四日市市公害健康被害者特別救済措置要領

1 . 特別救済措置の対象者は、公害健康被害の補償等に関する法律（以下「法」という。）に基づき認定された者であって、次の名号の一に該当する者とする。

(1) 原告患者津地方裁判所四日市支部昭和 42 年（ワ）第 138 号損害賠償請求事件

の原告

(2) 自主交渉患者昭和 47 年 11 月 30 日付をもって、昭和四日市石油株式会社、三菱油化株式会社、三菱化成株式会社、三菱モンサント化成株式会社、中部電力株式会社及び石原産業株式会社と四日市公害訴訟弁護団団長北村利弥を代理人として締結した協定書添付別表(1)乃至(140)記載の者

2. 前項の対象者に対して法第 3 条第 1 項第 2 号から第 5 号まで及び第 7 号に規定する補償給付の額に相当する金員を支給する。
3. 市長は、別に設置する公害健康被害特別審査会の意見を聞いて対象者の障害の程度及び対象者の障害又は死亡について他の原因があると認められる場合の他原因の参酌の程度を決定する。
4. 市長は、対象者の障害の程度について少なくとも 1 年に 1 回公害健康被害特別審査会の意見を聞いて障害の程度の見直しを行う。
5. 市長は、対象者が正当な理由なく第 3 項又は前項による審査を受けなかったときは、その者に対する第 2 項の支給を停止することができる。
6. 対象者は、障害の程度が増進したことを理由として、第 2 項に基づく支給額の改定を市長に請求することができる。
7. 対象者に対して同一の事由について損害が填補されたときは、第 2 項の支給を行わない。
8. 第 3 項又は第 4 項に基づく決定に不服がある者は、市長に対し異議を申立てることができる。
9. 第 2 項に基づく金員の支給について、この要領に特別の定めがない場合は法の例による。

附則

1. この要領は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 2 項に基づく金員の支給の始期及び最初の月分の支給額については、別添「特別救済措置に係る支給の始期等の算定方法」の定めるところによる。
3. 法施行以後、本要領の施行前に前項に基づく支給の始期が到来していた者については、本要領が施行されていたならば支給すべきであった金員を昭和 54 年 3 月 31 日までの間に支払う。
4. この要領施行のためにする公害健康被害特別審査会の設置及び第 3 項の規定に基づく障害の程度の決定等の準備行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

附則

この要領は、昭和 63 年 3 月 1 日から施行する。

別添：特別救済措置に係る支給の始期等の算定方法

1. 控除対象額

- (1) 原告患者判決額から弁護士費用を控除した額とする。
- (2) 自主交渉患者協定額(但し、解決一時金は含まない。)

2. 控除額

(1) 認定年月より昭和 49 年 8 月迄の期間

別表「標準給付基礎月額表」による性別、年齢階層別、診察実日数列障害補償費相当額及び児童補償手当相当額とする。

(2) 昭和 49 年 9 月以降の期間

市長が別に設置する公害健康被害特別審査会の意見を聞き、障害の程度等を決定し、法が適用されたとしたならば当該障害の程度等に応じて支給される金額に相当する額とする。

3. 特別救済措置に係る支給の始期及び当該月における支給額

支給の始期は、該当者のそれぞれの月の控除額の総計が控除対象額をこえるに至った月とし、当該月における支給額はそのこえた額とする。

10. 四日市市環境改善設備資金融資並びに利子補給金交付要綱

(目的)

第 1 条 市民の生活環境改善に資するため中小企業者及び中小全業団体の工場又は事業所

から発生するばい煙、粉じん、排水、騒音、振動、悪臭又は産業廃棄物等（以下「公害」という。）を除去する施設の設備、改善並びに移転に要する資金を融資することを目的とする。

（融資資金）

第2条 四日市市（以下「市」という。）は六制度の運用資金として毎年度予算の範囲内で定める額を三重県信用協会（以下「協会」という。）に対して貸付けるものとする。

2 前項の貸付金の貸付け利率は別途定めるものとし、貸付加問は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、市は予算措置を講じたうえ契約更新を行うものとする。

3 その他の条件は別に定める。

（融資資金の預託及び融資目標）

第3条 協会は前条の資金を市の指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）預託するものとし、その預託利率は別途定めるものとする。

2 指定金融機関は預託を受けた資金の3倍以上を目標額として協会の信用保証を付して融資するものとする。

（融資の対象）

第4条 融資の対象は次の名号に該当するものとする。

（1） 市内に引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小全業者（中小全業基本法（昭和38年法律第154号）に定めるものをいう。）又は中小全業団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に定めるものをいう。）で現に公害が発生しているもの及び発生のおそれのあるもの

（2） 協会の保証対象事業に該当するもので貸付金の返済が確実であると認められるもの

（3） 市税を完納しているもの

（4） 前名号に該当するもののほか、特に市長が必要と認めるもの

（資金の用途）

第5条 資金の用途は次の名号に該当するものに限るものとする。

（1） 第1条に規定する公害を除去し、又は防止するために必要な設備の購入、設置、改造

（2） 公害発生施設の移転若しくは取り除き又は作業場の移転

（融資の条件）

第6条 融資の条件は次の名号により行うものとする。

（1） 融資制度 1 企業につき設備資金 2,000 万円以内、移転資金 5,000 万円以内

ただし、保証付きは 3,000 万円を限度とする。

（2） 貸付利率年率とし、長期プラムレートから 1.5 パーセントを減じた率。

ただし、長期プライムレートが 2.7 パーセントを下回るときは、長期プライムレートを 2.7 パーセントとみなす。

（3） 貸付期間及び返済方法

設備資金 5 年以内、据置期間 6 箇月含む。

移転資金 7 年以内、据置期間 1 年含む。

月賦返済とする。

- (4) 保証利率年 0.7 パーセント以内
- (5) 担保原則として徴求する。
- (6) 保証人連帯保証人 2 名以上を要する。

(融資手続き)

第 7 条 この要綱による融資を受けようとするもの(以下「借受者」という。)は所定の申込書に必要書類を添付して市長に提出するものとする。

2 市長は前項の申込書を受理したときは、速やかに調査を行い、この制度によることが適当と認めた場合は協会に信用保証あっせん書を提出するものとする。

3 協会は前項のあっせん書を受理したときは、速やかに信用保証の決定を行うものとする。この場合において協会は市長のあっせん事項について疑義のあるものについては市長と協議のうえ保証の拒否又は保証条件を変更することができるものとする。

4 協会は前項の規定により信用保証を行うものについて指定金融機関に対し融資のあっせんを行うとともにその旨を市長に報告するものとする。

5 指定金融機関は協会より融資のあっせんを受けたときは、所定の手続きを経た後速やかに貸付を実行するものとする。ただし、特別の事由のある者については市長並びに協会と協議のうえ融資の拒否又は融資条件を変更することができるものとする。

(融資決定の取消し等)

第 8 条 次の名号の 1 に該当する場合貸付の決定を取消し、又はすでに貸付を行ったものについてはその全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) 融資決定の通知を受けた借受者が着工予定日又は融資決定の日から 3 か月以内に設備の改善に着手しないとき。
- (2) 借受者が融資条件のとおり設備の改善を実施しなかったとき。

(届出の義務)

第 9 条 借受者が融資条件の改善を完了したときは、速やかに完了届を市長に提出しなければならない。

(利子補給)

第 10 条 市長は、融資の決定を受けた借受者に対し、利子補給金を交付するものとする。

2 前項の規定により交付する利子補給金の対象限度額及び利子補給率は、次のとおりとする。

(1) 利子補給金の対象限度額設備資金については 1,000 万円を、移転資金については 3,000 万円を最高限度額とする。

(2) 利子補給率第 6 条第 2 号の貸付利率の 2 分の 1 以内

3 利子補給金の請求等に関する一切の手続きは、借受者の依頼を受けて指定金融機関が代行するものとする。

(利子補給金の額)

第 11 条 前条第 1 項の規定により交付する利子補給金の交付額は、前年の 10 月 1 日からその年の 9 月 30 日までの期間における融資残高に対し、第 10 条第 2 項の利子補給率を乗じて得た額とする。

(利子補給金の申請)

第 12 条 第 10 条の利子補給金の交付について借受者の依頼を受けた指定金融機関は次に掲げる書類を作成し前条に規定する各期の末日に置いて市長に提出するものとする。

- (1) 四日市市環境改善設備資金融資に関する利子補給金交付申請書
- (2) 四日市市環境改善設備資金融資に関する利子補給金計算明細書

(利子補給金の交付決定)

第 13 条 市長は前条の利子補給金交付申請書の提出があったときは、速やかにその可否を審査のうえ指定金融機関を経て借受者に対し利子補給金の交付決定を行うものとする。

第 14 条 指定金融機関は前条の交付決定に基づき「四日市市環境改善設備資金融資に関する利子補給金請求書」を市長に提出するものとする。

(利子補給金の支払)

第 15 条 市長は前条により指定金融機関から利子補給金交付申請書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。ただし、調査のため特に日時を要するときはこの限りでない。

(利子補給金の取消し等)

第 16 条 市長は借受者が第 8 条の取消し等の命を受けた場合は利子補給金の全部又は一部を交付しないものとする。

(報告の徴収等)

第 17 条 指定金融機関は市長が指定金融機関の行った融資に関し報告を求めたとき、又は職員をして当該融資者しくは利子補給に関する帳簿書類などを調査させることを必要とした場合はこれに協力しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱の施行につき必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

(この間の改正附則省略)

附則 (平成 7 年 12 月 14 日告示第 320 号)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の四日市市環境改善設備資金融資及び利子補給金交付要綱の規定は、平成 7 年 11 月 1 日以後に三重県信用保証協会へ斡旋する資金について適用し、同日前に斡旋した資金については、なお従前の例による。

11 . 四日市市特定事業の適正開発に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、産業廃棄物最終処分場の設置、工場用地の造成等特定の事業を行うに当たって、その開発と市域の自然的、社会的諸条件に応じた環境保全との調和を図ることにより、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(届出)

第2条 事業者は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条に規定する市街化調整区域において、次の名号に定める事業(以下「特定事業」という。)を行おうとするときは、環境保全対策等について市長に届け出なければならない。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号に規定する産業廃棄物最終処分場の設置

(2) 敷地面積が20ヘクタール以上の工場又は研究所の用地、住宅、ゴルフ場、レクリエーション施設又はレジャー施設の用地の造成2前項に規定する届出は、特定事業届出書(第1号様式)により行うものとし、次の名号に掲げる事項について記載又は書類を添付しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

(3) 事業計画

(4) 環境の現況調査

ア 住宅、病院、診療所、教育文化施設、児童福祉施設等の状況

イ 公園、緑地の状況

ウ 水道水源の状況

エ 指定文化財、遺跡の状況

オ 土地利用の状況

カ 現存植生の状況

キ 重要な動植物の生息又は生育の状況

(5) 環境保全のための対策

届出書の提出部数は、2部とする。

(変更の届出)

第3条 前条の規定による届出をした者が、次に掲げる変更(以下「規模等の変更」という。)を行おうとするときは、特定事業変更届出書(第2号様式)により市長に届け出なければならない。

(1) 敷地面積が10パーセント以上の変更を伴う変更

(2) 前条第1項第1号に掲げるものにおいて、処理能力(埋立地の面積及び埋立容量をいう。)の10パーセント以上の変更を伴う変更

(3) 土地の形質変更を伴う区域が10パーセント以上の変更を伴う変更

2 前条第2項第1号又は第2号に規定する事項の変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(届出の時期)

第4条 第2条第1項及び第3条第1項に規定する届出は、次の名号に定める手続の前までに行わなければならない。

- (1) 第2条第1項に規定する特定事業が、三重県の大規模土地取引に関する事前指導要綱（平成3年5月1日施行）に規定する事前協議申出の対象となるものにあつては、当該要綱に規定する事前協議書の提出
- (2) 第2条第1項に規定する特定事業が前号に該当しないものであつて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条に規定する協議の必要なものにあつては、当該協議
- (3) 第2条第1項第1号に規定する特定事業であつて、前2号に該当しないものについては、三重県産業廃棄物処理指導要綱（昭和63年5月31日施行）に規定する事前協議書の提出
- (4) 第3条第1項に規定する規模等の変更の届出は、変更工事に着手しようとする日の前60日まで
(指導、勧告)

第5条 市長は、第2条第1項又は第3条第1項の規定に基づく届出のあつたときは、事業地及び周辺地域の自然的諸条件を考慮し、必要があると認めるときは、特定事業の変更又は廃止を指導又は勧告することができる。

- 2 前項の指導又は勧告は、届出を受理した日から60日以内に行うものとする。ただし、第2条第1項第1号に規定する特定事業については、市長が必要があると認めるときは、次の名号に定める三重県知事の許可の日（以下「許可日」という。）の前日までは、指導又は勧告することができる。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の規定に基づく設置の場合
- (2) 法律第15条の2の規定に基づく変更の場合
三重県知事の産業廃棄物処理施設変更許可の日

- 3 第1項に規定する指導又は勧告を行う場合は、四日市市環境保全審議会の意見を聞くことができる。

(環境保全協定)

第6条 第2条第1項第1号に規定する特定事業又は第3条第1項第2号に規定する規模等の変更を行おうとする者（以下「産業廃棄物最終処分業者」という。）は、市及び事業場の所在地を含む地区の自治会長と環境保全のために必要な事項を内容とする協定を締結しなければならない。

- 2 前項の協定は、前条第2項に規定する許可日の前日までに締結しなければならない。
- 3 市長は、産業廃棄物最終処分業者が、前項に規定する日までに正当な理由なく当該協定を締結しないときは、当該協定を締結するよう指導又は勧告することができる。

(承継)

第7条 第2条第1項又は第3条第1項の規定による届出をしたものからその届出に係る特定事業の施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第2条第1項又は第3条第1項の規定による届出をした者について相続又は合併

があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第2条第1項又は第3条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(適用除外)

第8条 次の名号に定める行為については、この要綱の規定は適用しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 国文は地方公共団体が行う行為

(3) 住宅・都市整備公団法(昭和56年法律第48号)に基づく住宅・都市整備公団が行う行為

(4) 公有地の拡大に推進する法律(昭和47年法律第66号)第10条の規定に基づいて設立された土地開発公社が行う行為

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際現に特定事業に着手し又は完了しているものは、第2条の届出をしたものとみなして、その内容の変更については、この要綱を適用する。

3 この要綱の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定に基づき許可を得た産業廃棄物の最終処分場の設置者は、第6条に規定する協定を締結するよう努めなければならない。

4 第2条第2項名号に規定する届出事項は、届出に係る特定事業が環境影響評価の実施に関する指導要綱(昭和54年3月9日施行。三重県。)第3に規定する指定事業等に該当するものにあつては、同要綱に規定する環境影響評価準備書をもって代えることができる。

(目的)

第1条 この要綱は、四日市市が、低公害車の普及等を促進するために予算の範囲内で行う助成制度の運営について必要な事項を定め、もって自動車交通公害の低減に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 本助成を受けることができるものは、四日市市内で1年以上引き続き同一事業を営んでいる民間事業者等(以下「事業者等」という。)とする。ただし、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第52条に規定する汚染負荷量賦課金の納付義務者である事業者等は除く。

(助成対象事業)

第3条 この要綱において助成の対象となる事業は、次の名号に掲げる事業とする。

(1) 低公害車導入事業

事業者等が低公害車を購入する事業

(2) 最新規制適合車等代替事業

事業者等が排出ガスのより少ない最新規制適合車等を代替のために購入する事業

2 前項に掲げる事業の内容等については、市長が別に定める。

(助成金の申込み)

第4条 本助成を受けようとする事業者等は、四日市市に所定の書類を添えて、四日市市低公害車普及等助成金交付申込書(第1号様式)を提出しなければならない。

2 四日市市は、毎年、別途期間を定めて前項の申込みを受け付けるものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別表の第1欄に定める助成対象事業ごとに、事業費(寄附金その他の収入がある場合はそれらを除外した額)と第2欄に定める基準額を比較して、いずれか少ない額(ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)とする。

(助成金の決定)

第6条 四日市市は、第4条による申込書の提出があった場合においては、当該申込みに係る書類の審査及び必要に応じ調査等(現地調査、ヒアリング、参考となる書類の提出等。以下同じ。)を行い、助成金の交付の決定を行うとともに、事業者等に本要綱の目的を達成するため必要な条件を付して、四日市市低公害車普及等助成金交付(変更)決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

なお、助成金を交付できないときは、事業者等に理由を付して、四日市市低公害車普及等助成金交付却下通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(内容の変更等)

第7条 前条の助成金の交付の決定を受けた事業者等は、決定後において、事情により申込みの内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、四日市市に四日市市低公害車普及等事業に係る変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)を遅滞なく提出し、承認を得なければならない。

(助成金の目的外使用禁止及び経理区分)

第 8 条 本助成を受けた事業者等は、助成金を助成対象事業の目的以外に使用してはならない。

2 本助成を受けた事業者等は、助成対象事業に係る経理について、関係書類を事業の完了後 5 年間保管しなければならない。

(事業の進捗中における報告等)

第 9 条 四日市市は、必要があるときは、本助成を受けようとする事業者等に対し、随時報告を徴し、又は指導及び調査等を行うことができるものとする。

(完了報告及び助成金の請求)

第 10 条 本助成を受けようとする事業者等は、助成対象事業の完了後 10 日以内に、必要な書類を添え、四日市市低公害車普及等助成金に係る事業完了報告書(第 5 号様式)及び四日市市低公害車普及等助成金請求書(第 6 号様式)を四日市市に提出しなければならない。

(助成金の額の確定及び支払)

第 11 条 四日市市は、前条の報告を受けた場合、報告に係る書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、交付すべき助成金の額を確定し、支払うものとする。

(助成金の交付の決定の取消し)

第 12 条 四日市市は、本助成金の交付の決定を受けた事業者等か次の名号の一に該当する場合、助成金の全部又は一部の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽り、その他の不正の手段により、助成金の交付の決定を受けた場合

(2) 助成金を他の用途へ使用した場合

(3) 第 9 条に定める報告等及び第 16 条に定める監査について、特別の理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合

(4) 第 7 条による事業の中止、又は廃止に係る書類の提出があった場合

(5) 助成金の交付の決定に付した条件に違反した場合

(6) その他この要綱に違反したと認められる場合

(助成金の返還)

第 13 条 四日市市は、前条により助成金の交付の決定を取り消したときに、既に助成金が支払われている場合は、期限を定めて助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 14 条 本助成を受けた事業者等が、前条により返還を求められたときは、その請求に係る助成金を受領した日から四日市市に納付した日までの日数に応じて、当該助成金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を四日市市に納めなければならない。

2 本助成を受けた事業者等は、返還を求められた助成金を納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から完納の日の前日までの日数に応じて、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を四日市市に納めなければならない。

3 四日市市は前 2 項において、やむを得ない事情があると認められるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することかできるものとする。

(取得財産の管理及び処分)

第 15 条 本助成を受けた事業者等は、本助成により取得した財産については、四日市市が別に定める期間は善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を行わなければならない。

2 本助成を受けた事業者等は、前項の財産を四日市市の承認を受けないで助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃車してはならない。

3 本助成を受けた事業者等は、前項の承認を受ける場合には、あらかじめ四日市市に理由及び内容を記載した四日市市低公害車普及等事業により取得した財産の処分に関する承認申請書(第7号様式)を提出しなければならない。

4 四日市市は、前3項までの場合において必要があると認めるときは、その管理及び運営の状況を調査することができるものとする。

5 本助成を受けた事業者等が、助成金に係る財産の処分により収入があったときは、四日市市低公害車普及等事業により取得した財産の処分に関する決定通知書(第8号様式)により四日市市の承認を受けた場合を除き、その交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を四日市市に返還しなければならない。

(監査)

第 16 条 四日市市は、第6条による助成の決定後、必要があると認めるときは、本事業の成果等に関し、監査ができるものとする。

2 四日市市は、前項の監査を行うときは、あらかじめ、本助成を受けた事業者等に期日その他必要な事項を通知するものとする。

3 四日市市は、第1項による監査の結果、著しく不当と認めるときは、本助成を受けた事業者等に対し、所要の措置を取るべきことを命ずることができるものとする。

(委任)

第 17 条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、平成8年4月1日以後になされた交付申請に基づき交付するものから適用し、同日前に交付申請のあったものについては、なお従前の例によるものとする。

別表

助成対象事業名	助成基準額
1 低公害車導入事業 次の車両の購入 (1)電動転自動車 (2)電動スクーター	次により算出した額の合計額 1,236,000円×購入台数 148,000円×購入台数
2 最新規制適合車等代替事業	最新規制に適合する車両等の購入費の100分の1に相当する額